

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目 次	ページ
告 示	
○農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更承認……………	(農業経営課) 25
○土地改良区の役員の住所変更の届出……………	(農業支援課) 25
○土地改良区の定款の変更の認可……………	(農業支援課) 25
○道営土地改良事業の工事の完了……………	(農業施設管理課) 25
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課) 25
○道路の供用の開始……………	(道路課) 26
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等……………	(河川課) 26
○都市計画の変更の決定……………	(都市計画課) 26

告 示

北海道告示第734号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定により、財団法人幕別町農業振興公社から申請のあった農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成20年11月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|---|--------------|---|
| 1 | 農地保有合理化法人の名称 | 財団法人幕別町農業振興公社 |
| 2 | 変 更 の 内 容 | 貸付の相手方の年齢要件の廃止及び市町村合併による事業実施区域の拡大に伴う変更等 |
| 3 | 承 認 年 月 日 | 平成20年11月10日 |

北海道告示第735号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新十津川土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があった。

平成20年11月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

理 事 ・ 氏 名 住 所

監事の別	変 更 前	変 更 後
理 事	阪 口 徳 幸	樺戸郡新十津川町字吉野499番地15

北海道告示第736号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成20年11月17日、鶴川土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年11月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第737号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成20年11月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

地区名	事 業 の 種 類	完了年月日
端 野	経営体育成基盤整備（農業用排水施設）	平成19.10.12
同	同（除れき）	同 17.10.28
同	同（農用地造成）	同 16.12.10
同	同（区画整理）	同 17.12. 9
同	同（客土）	同 18.11.20
同	同（暗きょ排水）	同 19.11.30

北海道告示第738号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成20年11月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|---|---|-------------------|
| 1 | 指定施業要件変更予定保安林 | 札幌市（次の図に示す部分に限る。） |
| | の所在場所 | |
| 2 | 保安林として指定された目的 | 公衆の保健 |
| 3 | 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 | |
| | (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法 | |
| | ア 主伐は、択伐による。 | |
| | イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町 | |

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道石狩支庁産業振興部林務課及び札幌市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第739号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年11月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 和寒鷹栖線	上川郡鷹栖町9821番6地先から 上川郡鷹栖町9513番2地先まで	平成20.11.25

北海道告示第740号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道札幌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年11月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 河川の名称	二級河川新川水系東濁川
2 廃川敷地等が生じた年月日	平成20年11月25日
3 廃川敷地等の位置	（左岸）札幌市手稲区手稲山口153番12地先から手稲山口153番5地先まで、手稲山口153番1地先から手稲山口74番1地先まで、手稲山口72番2地先から手稲山口67番18地先まで （右岸）札幌市手稲区手稲山口151番7地先
4 廃川敷地等の種類及び数量	土地 5,436.88㎡

北海道告示第741号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧

に供する。

平成20年11月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 北見都市計画河川に係る事項

(1) 都市計画の種類 河川

(2) 都市計画を定めた土地の区域

変更した部分

名称	起点	終点
----	----	----

2号 小石川	北見市ひかり野3丁目	北見市東陵町
--------	------------	--------

（縦覧に供する都市計画の図書のとおりに）

2 北見都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定めた土地の区域

種別	名称	起点	終点	主な経過地
----	----	----	----	-------

幹線街路	3・3・8号夕陽ヶ丘通	北見市小泉	北見市東相内町	北見市北進町
------	-------------	-------	---------	--------

（縦覧に供する都市計画の図書のとおりに）